

子育て家庭を応援します

～新しい給付金制度が始まりました～

平成31年4月から乳児を家庭で子育てしている保護者に家庭保育支援給付金の支給が開始されました。

給付金とは

本町の子どもたちの心身の健やかな成長のため、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、1歳未満のお子さんを家庭で子育てしている保護者に対し、真室川町家庭保育支援給付金を支給します。

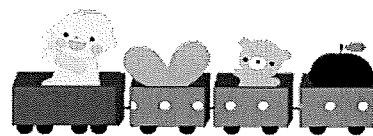
対象となる乳児とは

次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1)本町に住所を有し、居住している。
- (2)満1歳に満たない。

※平成31年4月1日時点で1歳未満又は平成31年4月1日以降に出生された方

- (3)こども園・保育所等（認可外施設等も含む）に入所していない。



支給の内容

乳児一人あたり月額30,000円を支給

※ 1ヶ月に満たない場合は1日につき1,000円を支給します。

申請及び支給方法

1. 申請方法

出生届または転入届提出後14日以内に教育課子育て支援係に下記の書類を提出ください。 ※注：期日まで申請がない場合は、支給が遅れる場合があります。

【必要なもの】 ①真室川町家庭保育支援給付金申請書兼請求書（様式1号）

※出生届・転入届の際に町民課より配付されます。

②通帳の写し（乳児の保護者で申請される方の通帳）

③印鑑

2. 支給方法

指定の口座に振込みます。

3. 不明な点については、下記担当までご連絡ください。

真室川町教育課 子育て支援係

☎0233-62-9288（内線43・44）